

平成 27 年 7 月 21 日

大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

## ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド (為替ヘッジあり／為替ヘッジなし)

当社は、平成 27 年 8 月 19 日に「ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド (為替ヘッジあり／為替ヘッジなし)」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

### 記

#### 1. ファンドの特色

### 1 世界の金融機関が発行するハイブリッド証券に投資します。

#### ■ CoCo債を含むハイブリッド証券に投資します。

※CoCo債とは、特定の条件下において強制的に投資家が損失を負担する条項 (CoCo条項) が付帯されたハイブリッド証券 (劣後債、優先証券) をいいます。

※CoCo債、ハイブリッド証券については、後掲の「CoCo債とは」、「ハイブリッド証券とは」をご参照下さい。

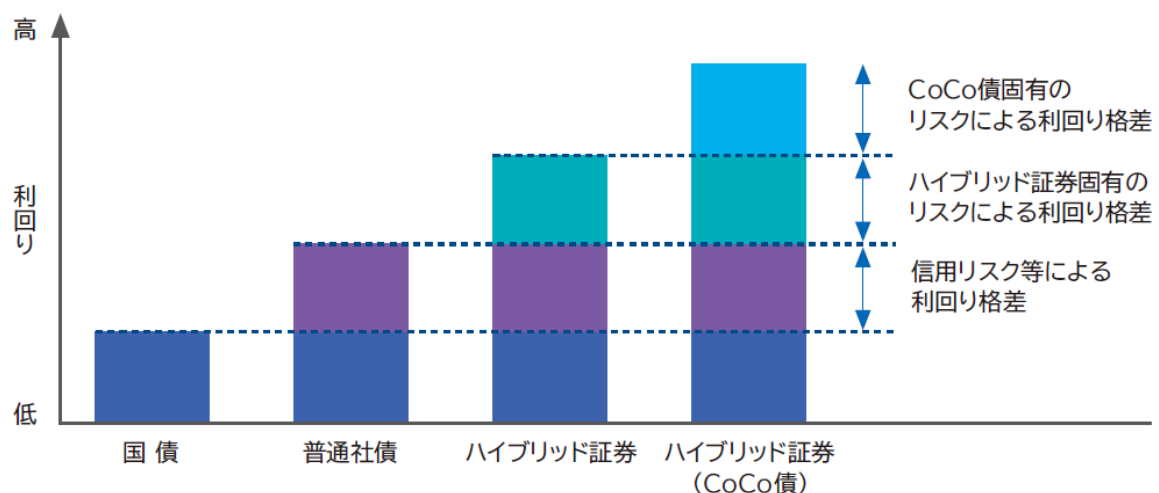
#### ■ G-SIFIsに指定された金融機関が発行する銘柄を中心に投資します。

※利回り水準や流動性を加味した上で、G-SIFIsに指定されていない金融機関が発行するハイブリッド証券にも投資します。

※金融機関にはその関連会社等を含みます。

※G-SIFIsについては、後掲の「G-SIFIs (Global Systemically Important Financial Institutions) とは」をご参照下さい。

### ハイブリッド証券の利回り(イメージ)



※上記はイメージであり、実際の利回りとは異なります。

※ハイブリッド証券固有のリスクについては、「投資リスク」をご参照下さい。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

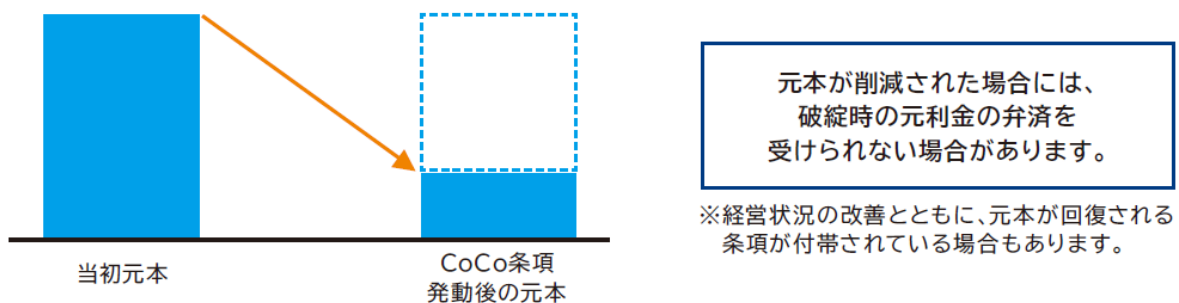
## CoCo債とは

- ◆発行体である金融機関が規制当局から実質破綻とみなされたり、自己資本比率があらかじめ定められた水準（トリガー）を下回った場合に、強制的に投資家が損失を負担する条項（CoCo条項）が付帯されているハイブリッド証券です。
- ◆CoCo条項が発動した場合、①元本の一部または全部がき損する、または、②強制的に発行体の普通株式に転換されるリスクがあります。
- ◆そのためCoCo債は、相対的に利回りが高い傾向にあります。

※CoCoとは、Contingent Convertibleの略で、「偶発的に転換される」という意味です。

## 損失負担となった場合のイメージ

### ①元本の一部または全部のき損



### ②普通株式への転換



一般的に、CoCo条項に抵触する場合、株価も下落していると考えられるため、転換後の株式の価値が元本を大きく下回る可能性があります。

※上記は一般的な性質について説明したものであり、すべてを網羅したのではなく、これに当てはまらない場合もあります。

## G-SIFIs(Global Systemically Important Financial Institutions)とは

主要各国の中央銀行、金融監督当局等で構成される金融安定理事会（FSB）が指定した、金融システム上、世界経済に与える影響が極めて大きい（Too big to fail〈大きすぎて潰せない〉\*）重要な金融機関をいいます。

一般の金融機関と比較し、自己資本の強化が要請される等、厳しい監督を受けることから、安全性の高い健全な経営が求められます。

G-SIFIsに指定される金融機関は、毎年11月に見直される予定です。

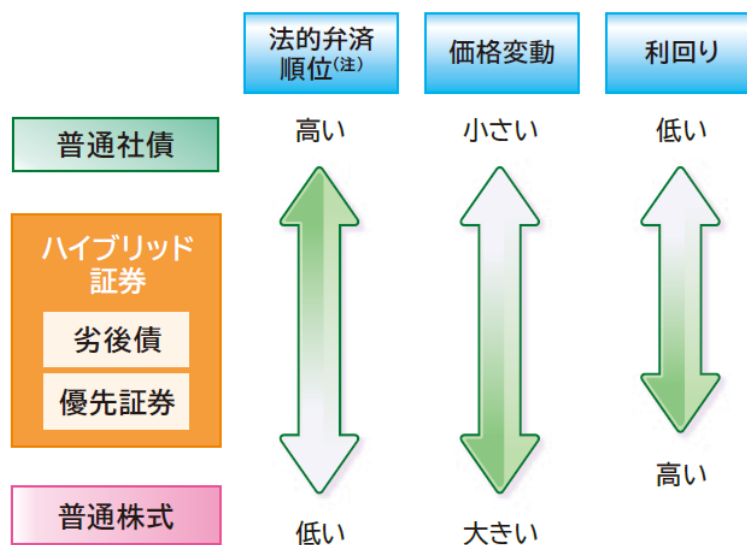
\*必ずしもG-SIFIsに指定された金融機関が経営破綻しないということではありません。

## ハイブリッド証券とは

- ◆ハイブリッド証券とは、債券と株式の性質を併せ持つ（ハイブリッド）証券であり、劣後債および優先証券があります。
- ◆一般に国債や普通社債と比較して、信用リスクおよびハイブリッド証券固有のリスクにより、利回りが高いという特徴があります。
- ◆CoCo債以外のハイブリッド証券においても、規制当局から実質破綻とみなされた場合に、強制的に投資家が損失を負担する条項が付帯されている証券があり、CoCo債と同様の損失負担リスクがあります。

※ハイブリッド証券固有のリスクについて、くわしくは「投資リスク」をご参照下さい。

## ハイブリッド証券の特徴(イメージ)



(注)法的弁済順位とは、発行体が倒産等となった場合において、債権者等に対する残余財産を弁済する順位をいいます。

※上記は一般的なイメージであり、実際の価格変動や利回り等を表すものではありません。

※元本が削減される場合には、法的弁済順位にかかわらず普通株式よりも先に損失を負担することがあります。

## 劣後債および優先証券について

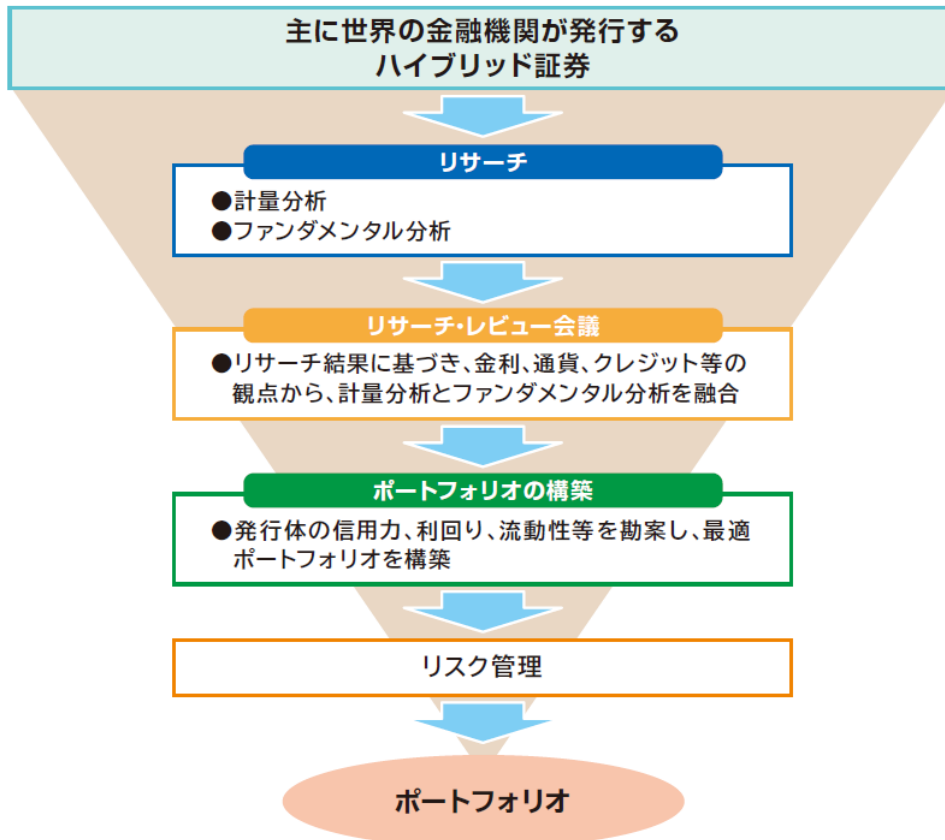
- |      |  |
|------|--|
| 劣後債  | <ul style="list-style-type: none"><li>●普通社債に比べて、法的弁済順位が劣後した債券です。</li><li>●一般的に繰上償還条項が付されており、利払繰延条項が付されているものもあります。</li><li>●償還期限がある「期限付劣後債」、償還期限の定めがない「永久劣後債」があります。</li></ul> |
| 優先証券 | <ul style="list-style-type: none"><li>●法的弁済順位が普通株式より優先され、劣後債より劣る証券です。</li><li>●一般的に繰上償還条項が付されており、利払繰延条項が付されているものもあります。</li></ul>   |

※上記は一般的なハイブリッド証券の性質について説明したものであり、実際のハイブリッド証券の性質すべてを網羅したものではありません。これに当てはまらない場合もあります。

## 2 運用は、アライアンス・バーンスタインが行ないます。

- ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、利回り水準や信用力等を考慮して投資対象銘柄を選定します。

### 〈運用プロセス〉



### アライアンス・バーンスタインについて

アライアンス・バーンスタイン (AB) は、ニューヨークに本社を置き約58.3兆円 (約4,859億米ドル) の資産を運用する、世界有数の資産運用会社です。(平成27年3月末現在)

45年以上の経験と実績をもとに、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ運用等、幅広い運用商品を提供しています。

また、世界20か国以上の都市に、運用、顧客サービス、マーケティング等のプロフェッショナルを配置し、世界の機関投資家、富裕層、一般の個人投資家の皆さまに、それぞれの国や地域のニーズに即した広範囲な投資運用サービスを提供しています。

※アライアンス・バーンスタインおよびABIは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

※運用資産額は円換算レート (1米ドル=119.925円) を用いて計算しています。

- ◆ハイブリッド証券への投資割合は、高位とすることを原則とします。  
ただし、CoCo債への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%を超えないものとします。
- ◆デュレーション調整等のため、債券先物取引等を利用する場合があります。
- ◆投資環境の変化や流動性の確保等を目的に先進国の国債等に投資する場合があります。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

### 3 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドがあります。

#### 為替ヘッジあり

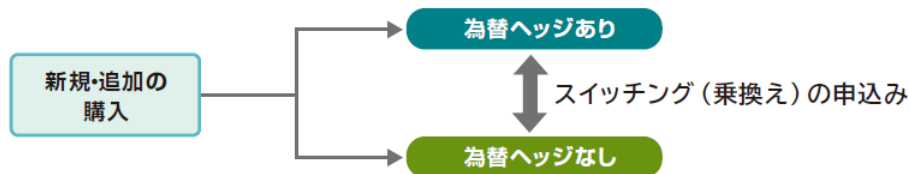
- 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。  
※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

#### 為替ヘッジなし

- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。  
※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。

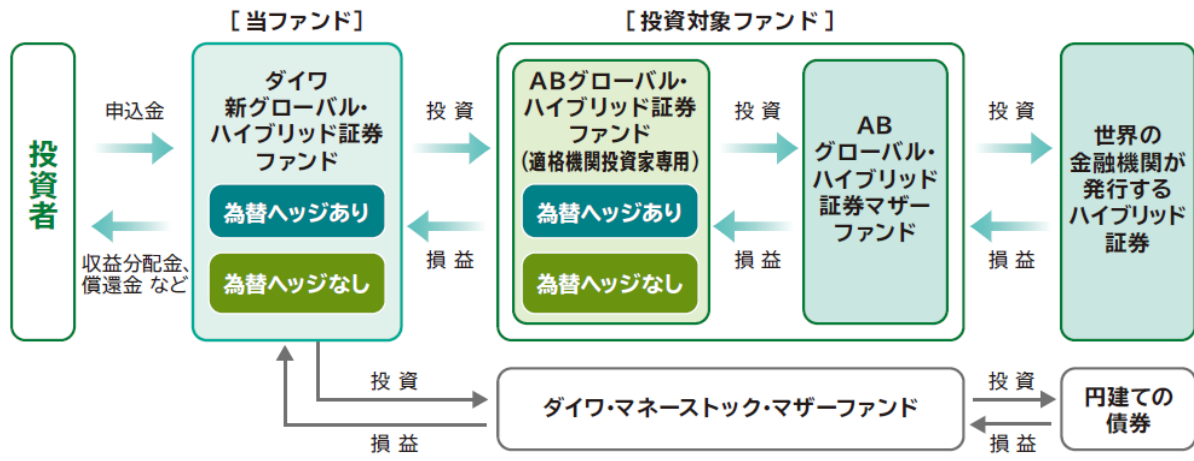
#### スイッチング(乗換え)について

- ◆ 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」との間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。



## ファンドの仕組み

- ◆当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ◆ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり／為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）はアライアンス・バーンスタイン株式会社が設定・運用を行ないます。
- ◆投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、世界の金融機関（関連会社等を含みます。）が発行するハイブリッド証券に投資します。



通常の状態、ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり／為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）への投資割合を高位に維持することを基本とします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～3.の運用が行なわれないことがあります。

## 4 毎年2月18日および8月18日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

### 〈分配方針〉

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。  
ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

## 2. 投資リスク

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

#### 〈主な変動要因〉

#### ハイブリッド証券の 価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)

ハイブリッド証券の価格は、金利、発行体の企業業績等を反映して変動します。一般に、金利の上昇、発行体の企業業績の悪化等は、ハイブリッド証券の価格下落の要因となると考えられます。ハイブリッド証券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体の財政難、経営不安等が生じた場合、または生じることが予想される場合には、大きく下落します。

また、公社債などに比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

ハイブリッド証券固有のリスクとして、以下のようなものがあげられます。

#### ＜劣後リスク（法的弁済順位が劣後するリスク）＞

一般的に、ハイブリッド証券の法的弁済順位は、普通株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限りハイブリッド証券は元利金の支払いを受けることができません。

また、ハイブリッド証券は、一般的に普通社債と比較して格付けが低く、さらに格付けが低下する場合には、ハイブリッド証券の価格が普通社債以上に大きく下落する場合があります。

#### ＜繰上償還延期リスク＞

一般的に、ハイブリッド証券には、繰上償還条項が付されていますが、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている証券は、市場環境等の要因によって予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと思込まれる場合には、当該証券の価格が下落することがあります。

#### ＜利払繰延リスク＞

ハイブリッド証券には、利払繰延条項が付されているものがあり、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

#### ＜損失負担条項に伴うリスク＞

ハイブリッド証券のなかには、CoCo債など、監督官庁により発行体の実質破綻状態にあると判断された場合や発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合に、元本の一部またはすべてが削減される、または発行体の普通株式に転換されるなどの条項が実質的に付されているものがあります。

元本が削減される場合には、法的弁済順位にかかわらず普通株式よりも先に損失を負担することになり、元利金の弁済を受けられない場合があります。また元利金がすべて受け取れなくなることもあります。

普通株式に転換された場合には、その価値が元本を大きく下回ることがあります。

損失負担条項に該当しない場合であっても、CoCo債など損失負担条項のあるハイブリッド証券は、相対的に価格変動リスクや信用リスクが高いため、条項のないハイブリッド証券以上に市場価格が下落する場合があります。また、国際的な金融危機が発生した場合には、複数のハイブリッド証券が同時に損失負担条項に該当する可能性があるため、当ファンドの基準価額が大幅に下落する場合があります。

組入証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

|  |  |
|--|--|
| <b>公社債の価格変動<br/>(価格変動リスク・<br/>信用リスク)</b> | 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。<br>組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。  |
| <b>特定の業種への<br/>集中投資リスク</b>               | 当ファンドは金融機関が発行したハイブリッド証券に集中的に投資するため個別金融機関の財務状況および業績等に加え、金融監督当局の行政方針や金融システムの状況など、金融セクター固有の要因による影響を受けます。<br>幅広い業種に分散投資するファンドと比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。  |
| <b>為替変動リスク</b>                           | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br><b>(為替ヘッジあり)</b> は、為替ヘッジを行いませんが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。<br><b>(為替ヘッジなし)</b> は、為替ヘッジを行わないので、基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。 |
| <b>カントリー・リスク</b>                         | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。  |
| <b>そ の 他</b>                             | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。   |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



### 3. ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                    |   |  |
|---------------------|------------------------------------|---|--|
|                     | 料率等                                | 費用の内容   |  |
| 購入時手数料              | 販売会社が別に定める率<br>(上限) 3.24% (税抜3.0%) | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。  |  |
| 信託財産留保額             | ありません。                             | —   |  |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                    |   |  |
|                     | 料率等                                | 費用の内容   |  |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | 年率1.269%<br>(税抜1.175%)             | 運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。 |  |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)  | 委託会社                               | 年率0.40%   | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 |
|                     | 販売会社                               | 年率0.75%   | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。         |
|                     | 受託会社                               | 年率0.025%  | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                         |
| 投資対象とする<br>投資信託証券   | 年率0.5724%<br>(税抜0.53%)             | 投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。  |  |
| 実質的に負担する<br>運用管理費用  | 年率1.8414% (税込) 程度                  |   |  |
| その他の費用・<br>手数料      | (注2)                               | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。         |  |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

4. ご参考

◆ 販売会社：大和証券

|                    |  |
|--------------------|--|
| 購入単位               | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位  |
| 購入価額               | ① 当初申込期間 1万口当たり1万円<br>② 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)   |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。  |
| 換金単位               | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位   |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)  |
| 換金代金               | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。  |
| 申込受付中止日            | ① ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日<br>② ①に掲げる日(日本の休業日を除きます。)の前営業日<br>(注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。  |
| 申込締切時間             | 午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)  |
| 購入の申込期間            | ① 当初申込期間 平成27年8月3日から平成27年8月18日まで<br>② 継続申込期間 平成27年8月19日から平成28年11月11日まで<br>(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)   |
| 設定日                | 平成27年8月19日   |
| 当初募集額              | 各ファンドについて1,050億円を上限とし、合計で1,050億円を上限とします。   |
| 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。  |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。   |
| スイッチング(乗換え)        | 「為替ヘッジあり」および「為替ヘッジなし」の間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。  |
| 信託期間               | 平成27年8月19日から平成32年8月18日まで<br>受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。   |
| 繰上償還               | ●「為替ヘッジあり」が主要投資対象とする「ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)」が存続しないこととなる場合または「為替ヘッジなし」が主要投資対象とする「ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)」が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。<br>●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。<br>・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき |
| 決算日                | 毎年2月18日および8月18日(休業日の場合翌営業日)  |
| 収益分配               | 年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>(注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。   |
| 信託金の限度額            | 各ファンドについて2,000億円   |
| 公 告                | 電子公告の方法により行ない、ホームページ[ <a href="http://www.daiwa-am.co.jp/">http://www.daiwa-am.co.jp/</a> ]に掲載します。   |
| 運用報告書              | 毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。<br>また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。   |
| 課税関係               | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(平成26年1月1日以降)。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。<br>※平成27年5月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。  |

◆ 受託会社：りそな銀行

## 5. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上